

令和 6 年 2 月

## 専門実践教育訓練給付制度について

公立大学法人沖縄県立看護大学

沖縄県立看護大学別科助産専攻は、専門実践教育訓練講座として指定されました。

この制度は、一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った費用（本学の場合入学金・授業料）の一定割合が支給されるものです。

### 【内容】\*厚生労働省 教育訓練給付制度より抜粋

- ・ 受講費用の 50%（年間上限 40 万円）が訓練受講中 6 か月ごとに支給されます。
- ・ 資格取得等をし、かつ訓練修了後 1 年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の 20%（年間上限 16 万円）が追加で支給されます。
- ・ なお、失業状態にある方が初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を受講する場合、受講開始時に 45 歳未満であるなど一定の要件を満たせば、別途、教育訓練支援給付金が支給されます。

※ 該当者が給付を受けるには受講開始日の 1 か月前までに手続きを行う必要がありますので、詳細につきましてはハローワークへお問い合わせください。